

環境モニタリング計画（JESCO実施分）

平成18年3月29日策定
 平成20年4月17日変更
 平成25年3月5日変更
 平成30年4月1日変更

<排出源>

1 当初施設関係

検査対象		項目	測定地点	測定頻度	排出管理目標値	排出基準値等	
大気（排気）		P C B	・第1、第2、第3-1、第3-2及び第3-3系統の排気出口（5箇所）並びに換気空調設備及び分析設備の排気出口（2箇所）	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；0.01mg/m ³ N以下	・暫定排出許容限界；液状のP C B等の焼却施設は0.10mg/m ³ をこえないこと。	
		ダイオキシン類	・上記P C Bに同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；0.1ng-TEQ/m ³ N以下	・焼却能力4ト/時間以上では0.1ng-TEQ/m ³ N	
		ベンゼン	・第3-2及び第3-3系統の排気出口（2箇所）	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；50mg/m ³ N以下	・排出ガス量3000m ³ 以上では50mg/m ³ N	
水質（排出水）	浄化槽処理水	生活環境項目	p H	・浄化槽の処理水	・2回/年	・排出管理目標値；5.8～8.6	・許容限度とし5.8以上8.6以下
			S S	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；30mg/リットル以下（日間平均20mg/リットル以下）	・許容限度とし200mg/リットル（日間平均150mg/リットル）
			B O D	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；20mg/リットル以下（日間平均15mg/リットル以下）	・放流水の水質基準；BOD20mg/リットル以下
			C O D	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；80mg/リットル以下（日間平均60mg/リットル以下）	・許容限度とし160mg/リットル（日間平均120mg/リットル）
			全窒素	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；60mg/リットル以下（日間平均30mg/リットル以下）	・許容限度とし120mg/リットル（日間平均60mg/リットル）
			全燐	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；8mg/リットル以下（日間平均4mg/リットル以下）	・許容限度とし16mg/リットル（日間平均8mg/リットル）
			n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	・上記p Hに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；5mg/リットル以下	・許容限度とし5mg/リットル
悪臭		アセトアルデヒド	・第3-1の排気出口及び敷地境界（測定当日の風下1箇所）	・1回/年以上	・モニタリング計画値；0.05ppm以下	・許容限度とし0.05ppm以上0.5以下ppm	
		トルエン	・上記アセトアルデヒドに同じ	・1回/年以上	・モニタリング計画値；10ppm以下	・許容限度とし10ppm以上60ppm以下	
		キシレン	・上記アセトアルデヒドに同じ	・1回/年以上	・モニタリング計画値；1ppm以下	・許容限度とし1ppm以上5ppm以下	
		その他特定悪臭物質	・上記アセトアルデヒドに同じ	・稼働後1回/年以上、非検出項目は以降測定不要	・モニタリング計画値；アンモニアでは5ppm以下など	・特定悪臭物質の濃度の許容限度	

2 増設施設関係 平成25年9月から実施^{※1}

検査対象	項目	測定地点	測定頻度	排出管理目標値	排出基準値等		
大気（排気）	PCB	・プラズマ排気系統1、2の排気出口（2箇所）及び換気空調設備及び分析室換気空調排気の排気出口（2箇所）	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；0.01mg/m ³ N以下	・暫定排出許容限界；液状のPCB等の焼却施設は0.10mg/m ³ をこえないこと。		
	ダイオキシン類	・上記PCBに同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；0.1ng-TEQ/m ³ N以下	・焼却能力4t _h /時間以上では0.1ng-TEQ/m ³ N		
	硫黄酸化物	・プラズマ排気系統1、2の排気出口（2箇所）	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；K値3.2以下	・K値4.5以下		
	窒素酸化物	・上記硫黄酸化物に同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；250cm ³ /m ³ N以下	・250cm ³ /m ³ N以下		
	塩化水素	・上記硫黄酸化物に同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；700mg/m ³ N以下	・700mg/m ³ N以下		
	ばいじん	・上記硫黄酸化物に同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；0.15g/m ³ N以下	・0.15g/m ³ N以下		
	水銀	・上記硫黄酸化物に同じ	・4回/年（操業開始後半年間は毎月1回）	・排出管理目標値；50mg/m ³ N以下	・50mg/m ³ N以下		
水質（排水）	浄化槽処理水	生活環境項目	pH	・浄化槽の処理水	・2回/年	・排出管理目標値；5.8～8.6	・許容限度とし5.8以上8.6以下
			SS	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；30mg/リットル以下（日間平均20mg/リットル以下）	・許容限度とし200mg/リットル（日間平均150mg/リットル）
			BOD	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；20mg/リットル以下（日間平均15mg/リットル以下）	・放流水の水質基準；BOD20mg/リットル以下
			COD	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；80mg/リットル以下（日間平均60mg/リットル以下）	・許容限度とし160mg/リットル（日間平均120mg/リットル）
			全窒素	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；60mg/リットル以下（日間平均30mg/リットル以下）	・許容限度とし120mg/リットル（日間平均60mg/リットル）
			全燐	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；8mg/リットル以下（日間平均4mg/リットル以下）	・許容限度とし16mg/リットル（日間平均8mg/リットル）
			n-ヘキサン抽出物質（鉱油類）	・上記pHに同じ	・2回/年	・排出管理目標値；5mg/リットル以下	・許容限度とし5mg/リットル

3 共通

検査対象		項目		測定地点	測定頻度	排出管理目標値	排出基準値等
水質(排水)	最終放流口	有害物質	その他有害物質※ ³	・最終放流口	・稼働後1回/年以上、非検出項目は以降不要	・モニタリング計画値;排水基準の1/10	・排水基準の「ポリ塩化ビフェニル」を除く有害物質における基準に準拠
騒音				・敷地境界東側の北端及び南端	・稼働後1回/年以上(操業開始段階で2箇所測定し、以降は最大地点1箇所を測定)	・モニタリング計画値;昼間70dB(A)以下、朝・夕65dB(A)以下、夜間60dB(A)以下	・工業区域は、昼間65dB以上70dB以下、朝・夕60dB以上70dB以下、夜間55dB以上65dB以下
振動				・上記騒音に同じ	・稼働後1回/年以上(操業開始段階で2箇所測定し、以降は最大地点1箇所を測定)	・モニタリング計画値;昼間65dB(A)以下、夜間60dB(A)以下	・工業区域は、昼間65dB以上70dB以下、夜間60dB以上65dB以下

<周辺環境>

検査対象	項目	測定地点	測定頻度
大気	PCB	・敷地境界東側の南端、PCB処理情報センター	・4回/年(操業開始後半年間は毎月1回)
	ダイオキシン類	・上記PCBに同じ	・4回/年(操業開始後半年間は毎月1回)
	ベンゼン	・上記PCBに同じ	・4回/年(操業開始後半年間は毎月1回)
水質	PCB	・雨水幹線排水路合流前	・6回/年(操業開始後半年間は毎月1回)
	ダイオキシン類	・上記PCBに同じ	・6回/年(操業開始後半年間は毎月1回)
底質	PCB	・雨水幹線排水路の上流として敷地境界東側の南端延長線上における雨水幹線排水路の中央付近及び下流として最終放流口の下流5メートルにおける雨水幹線排水路の中央付近	・1回/年
	ダイオキシン類	・上記PCBに同じ	・1回/年

※1 試運転期間中のモニタリングは別途実施する。

※2 ダイオキシン類は、PCB測定値(迅速法)との相関から推測することを予定する。

※3 「その他有害物質」とは、排水基準を定める省令(昭和46年6月21日総令第35号)の別表第一の「ポリ塩化ビフェニル」を除く有害物質を指す。